

平成26年度 第11回政策推進会議報告

日時 8月20日 9時30分～10時26分

場所 4-1会議室

出席者 15人

1 登録型本人通知制度に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

市民サービス部長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・基本情報の問題点、課題の「通知後、予想される申請書等の開示請求においては」とあるが、本人通知制度登録者が市から交付した事実を通知された後、交付された内容を確認するには開示請求の手続きが必要なのか。

必要になる。本人が代理人に委任していたり債務があったりと、第三者による請求に心当たりがある場合がほとんどだが、第三者による請求に心当たりの無い方は開示請求の手続きを取り、誰が請求したかを特定することになる。

- ・資料のフロー図では開示請求の手続きが必要なのがわかりにくいので、フロー図に追記してはどうか。

- ・「住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができる」とあるが、請求理由が正当かどうかはどう確認しているのか。

代理人の場合は委任状を、債権回収の場合は債権のコピーを、八業士の場合は職務上の既定の様式がありその様式を添付する等して確認している。

(市長) 証明書の請求は弁護士等八業士の正当な権利行使であって、本制度の実施により、債権確保のために調査している事実を本人に察知されることで債権回収ができなくなるなど、業務に支障をきたす恐れがあるとして、日本弁護士会は本制度に懸念を示している。その一方で、住民票の写しや戸籍謄抄本を心当たりの無い人に悪用されるのは問題であり、第三者への交付があった場合にはその事実を通知してほしいという人もいる。どちらにも一理あり、それぞれの課題をクリアできるような制度を工夫しなければならない。

前提として、第三者が住民票の写しや戸籍謄抄本などを請求するケースのうち、八業士の割合がどれくらいかなどの数字は出ているのか。全国では八業士が不正取得をしていた事例もある。

平成23年11月のプライム総合法務事務所による住民票の写しや戸籍謄本の不正取得事件では、司法書士の請求用紙を偽造する等して、全国の市町村から戸籍・住民票の写しを1万枚以上不正に入手した。尼崎市においても44人分が不正に取得された。

また、請求件数の内訳でいうと、全体の約15%が八業士による請求で、第三者による請求のうちのほとんどを占めている。

新聞報道によると、不正取得をしている業者は本制度を実施している自治体には請求をせず、本制度を持っていない自治体に請求をするということがわかっており、一定の抑止力が期待できる。

(市長) 制度の実施にあたり、八業士の業務に支障をきたさないような工夫をしている自治体はあるか。

近隣他都市の例でいうと、三木市が既にこの制度を導入しているが、八業士の業務に支障をきたさない工夫として、第三者による請求を受けてから通知するまでに一定の期間をあけている。これは、八業士が債務者の財産保全のための権利行使をする際に、債務者にその動きを察知され財産を処分されるなど、八業士の業務に支障をきたすことがないようにするためである。本市においても、本人通知制度登録者への通知時期は、第三者からの請求を1週間分ためて翌週の金曜日にまとめて通知することで、請求から通知まで1週間以上あくように考えている。

(市長) 通知後、第三者による請求について申請書等の開示請求があった場合、個人情報保護の観点から、請求者の個人情報は非開示となるのか。

現在、八業士の情報は開示されるが、本人の代理人については非開示になる。ただし、本人の代理人が証明書の請求をしていたケースで、本人が請求について開示請求をし、請求者である代理人の情報が非開示であることについて不服申立てをしているものがある。年末か年度末には審理の結果が出るので、その結果を受けて対応したい。

(市長) その審理結果によっては、公開請求の運用が変わる可能性があるということか。

そのとおりだ。結果によって対応は変わるが、もし非開示になった場合も、本人から開示請求があった際に個人情報を公開しても構わないか、本人の代理人に事前に確認しておくということも考えている。

・自治体による請求があった場合も、交付したその事実が本人に通知されるのか。

公用の場合は、ここでいう第三者には当たらないため通知されない。

・交付した事実が本人に通知されたかどうかということについて、請求者は公開請求できるのか。

具体的事例によって変わってくると思うが、全国的にみてもそのような例は無い。

既に本制度を実施している他都市でも課題となっているが、本制度の実施により第三者への交付そのものが差し止められるようになるという誤解が生じることだ。パブリックコメントでも、そういった誤解のある意見が出るのが予想されるので、交付の差し止めではなく、交付した事実の通知のみである点を丁寧に説明していきたい。

・本制度登録者の見込はどれくらいか。

5～6千人を想定している。

2 「住民基本台帳事務 全項目評価書(素案)」に対する市民意見公募手続の実施について

市民サービス部長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) ほとんどのリスク対策項目について、本市では既に十分な措置を行っているが、唯一行えていない項目が68ページにある監査である。監査の体制については、今後しっかりと構築していく。

住民基本台帳事務についてはこの素案の内容で改修を行っていくが、システムの連携などい

るいろいろな部分が今後わかっていくので、具体的にどの項目を監査するのか、どういう手法が良いのかといった点についてはこれからの検討課題である。

(市長) 特定個人情報ファイルの取扱いについて事務の委託や再委託する場合には、さらに細かいチェックを受けることになる。尼崎市では再委託は行わないが、状況に変化があればチェックにも影響がある。

先日のベネッセ個人情報流出事件では、委託業者が再委託をしていたこと、そして再委託された業者が全項目のパスワードの権限を持っていたことが問題となっている。まずは、再委託には出さないこと、またパスワード等の権限のあり方も議論していく。

(市長) 他局でもマイナンバーに関連したシステム改修作業が出てくるので、一度は資料を確認していただきイメージをつかんでほしい。

市議会への説明時にも、なかなか市民には内容が難しいためパブリックコメントを実施しても意見があまり出てこないのではないかとのご指摘があった。他にも、マイナンバーカードについての質問が多かった。

3 (仮称) 尼崎市産業振興基本条例骨子(素案) に対する市民意見公募手続の結果について

経済部長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) この条例に付随する要綱の作成は予定されていないのか。

要綱作成の予定はないが、条例では表記できない具体例などについて、逐条解説を作成し周知していきたい。今後のスケジュールとしては、条例が制定された後、施策を体系立てて整合させるなど、施策のあり方を検討していきたい。

(市長) この条例は政策条例ということで、前文をつけるという新しい試みを行っている。今回のパブリックコメントでは前文についても意見を頂いているが、企業振興に関する施策の実施状況について市長が毎年報告するという規定を盛り込んでどうかという意見があった。現在も報告をしていないわけではないが、この条例制定を契機に、経済状況の分析やそれに伴う施策の実施状況の分析、今後の方針といったものを、今よりバージョンアップさせて報告していくことも必要かと思う。そういった点についても逐条解説に盛り込んでいきたい。

4 その他

- ・総務局企画管理課長から、尼崎市公式 LINE@アカウントの開設についてについて説明。
- ・防災安全部長から、平成 26 年度尼崎市防災総合訓練の中止について説明。
- ・防災安全部長から、丹波市からの災害応援要請について説明。
- ・水道事業管理者から、丹波市への災害応援について説明。
- ・健康福祉局長から、献血の協力について説明。

以上